

○議長（井上光三君）

続いて通告 7 番 7 番 成田守君の一般質問を行います。

7 番 成田守君。

○ 7 番議員（成田守君）

7 番 成田守です。私は、このたび、新庁舎とそれから業務処理についてお伺いをしたいと思います。

第 1 点ですね。総合窓口において、複数の、いわゆる業務処理を行える、そういうシステムを現在考えておられるのでしょうか。それを伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ただいまの、総合窓口の採用についてというご質問にお答えしたいと思います。

新庁舎建設につきましては、これまで新庁舎の計画を進める中で、6 か所に分散している行政機能を 1 か所に集約することにより、町民の利便性や事務処理の効率化を図ることを目的に、ワンストップフロア方式を基本として進めて参りました。現在も、お体の不自由な方に対しましては、なるべく移動するご負担をかけさせない窓口対応に努めておりますが、今後、新庁舎が供用開始となったところで、職員側の体制や来庁者のニーズを判断する中で、1 か所の窓口で手続き等が完結できるといった方式について、検討して参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

7 番 成田守君。

○ 7 番議員（成田守君）

それでは、1 か所の窓口で完結できる方向で検討されているということで、この問題はいいと思います。

それでは（2）番の新庁舎建設にあたって、町民が来庁することなく、事務処理をできる方法を検討している経過があるのでしょうか、それを伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ただいまのご質問の答えいたします。新庁舎建設に関係なく、現在、町で対応している行政サービスの中には、開庁日に役場に来られない方を対象として、日中の電話予約により、希望する日時に職員が自宅まで証明書をお届けする宅配サービスを行っております。また、マイナンバーカード、または住民基本台帳カードを利用したコンビニ交付サービスも行っております。

しかし、マイナンバーカード交付のように、窓口での本人確認を要するもの、

転入や転居届のように、来庁していただかなければ扱うことのできない手続があります。今後は、窓口手続全般を精査し、住民負担の軽減を図れる行政サービスの提供について検討して参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

7 番 成田守君。

○7 番議員（成田守君）

ただいまの考え方はよく分かりました。ただ、私が言いたいことは、窓口に来られない人を対象にするんじゃなくて、広く、窓口に来なくても、いわゆる業務処理ができる。例えば今は、現金決済がなくて、スマホで決済できる、そういう方法があるので、そういうことも含めて検討できないかという、そういうことを言いたいので、その点についてはどうでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

携帯等での手続ということでございますが、先ほど申したとおり、本人確認を要するものについては、これは検討する余地がございます。あと、手続全般を精査しまして、できるもの、できないものというのがございますので、そういうものを総合的に含めて検討して参りたいと思っております。以上です。

○議長（井上光三君）

7 番 成田守君。

○7 番議員（成田守君）

現在、渋谷区において来庁者ゼロというシステムを考えたいということが、過日発表になりました。そういうことも含めて、ぜひ、来庁しなくてもできるようなシステムを考えてもらいたい。これは要望です。この件については以上です。

○議長（井上光三君）

成田守君、引き続きお願いします。

○7 番議員（成田守君）

それでは2番の情報管理について、これは職員の情報教育はどのようになっているのかということをお伺いしたいと思うんですが、なぜこの問題が出てきたかといいますと、今、庁舎の中を見ますと、お昼には管理者が執務室には一人もいない現状があったり、職員のパソコンが開かれた状態で誰の目から見ても見れるというようなことで、これはいささか情報管理の面としてはよろしくないと思っている次第ですので、担当部署の課長さん、どう考えているかそれをお聞かせください。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

それでは成田議員の職員の情報管理教育についてということでお答えさせていただきます。

町の職員は、秘密を守る義務があり、地方公務員法第34条に「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いたあとも、また、同様とする。」と規定されております。またこれを遵守しているところであります。

また、職員の情報管理教育は、山梨県市町村職員研修所が開催する公務員倫理、情報管理研修に積極的に参加することや、庁内の事務処理ミス防止対策の職員研修の際、情報管理についても研修を実施しているところであります。

このほか、所属長会議の際においても情報管理の徹底を図っているところであります。また、先ほど質問の中でお昼とかに管理職等々がいらない場合ということをおっしゃっていただけたわけですが、お昼とか職員が必ず担当課には一人残っておりますので、また、当然中には基本的には職員以外入れないというようなことになっておりますので、情報管理をしているということでございますが、今後も徹底を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

7番 成田守君。

○7番議員（成田守君）

ただいま課長から対策について、十分なことをしているというような状況ですが、けれども、具体的には、情報というのは漏れるというのが原則です。ですから、漏れたときにどうするかという対応を同時にしなければならないので、個別、具体的に、例えばファイルの管理をどうするとか、パソコンをどう処理するとかというような、具体的なですね、一般職員に対する指示、命令系統を明らかにしておかないと、いくら厳重にしたとしても人がいる限り情報は漏れます。そのことを念頭に置いて、今後、この情報についての教育を徹底してもらいたいということと同時に、職員一人ひとりの、要は業務のレベルアップを図ってもらいたい、そういうようなことをしていくと、おのずと少なくなると思います。この問題についてはこれで終わります。

第3番目、空き家バンクについてですが、紹介された物件等で、今までのところ、大過なくきたんだと思うんですが、トラブルが発生した場合は、町としては、いわゆる空き家バンクを紹介したうえ、何をどのように対処するのか、それをお聞かせください。

○議長（井上光三君）

政策秘書課長 秋山佳史君。

○政策秘書課長（秋山佳史君）

ただいまの、成田議員の空き家バンクにおけます、トラブルが発生した場合の

対処についてのご質問にお答えをいたします。

町では空き家の有効活用を通して、定住の促進及び地域の活性化を図るため、空き家情報登録制度、空き家バンク事業を行っております。この事業は、空き家の売却・賃貸を希望する所有者と、購入・賃借を希望する利用者をマッチングさせるものであり、その後は、公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会に所属し、かつ町の指定する町内宅地建物取引業者を仲介者として、所有者と利用者との間で、交渉及び売買契約並びに賃貸借契約を締結していただいているところであります。

町の要綱では、両者間の交渉や契約につきましては、直接関与しないこととし、契約等に関する一切の疑義、紛争等についても同様とする旨を規定しているところであります。

○議長（井上光三君）

7 番 成田守君。

○7 番議員（成田守君）

わかりました。今後、空き家バンクが有効に活用されるということで、ぜひお願いをしたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（井上光三君）

以上で通告 7 番 7 番 成田守君の一般質問を終わります。